

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

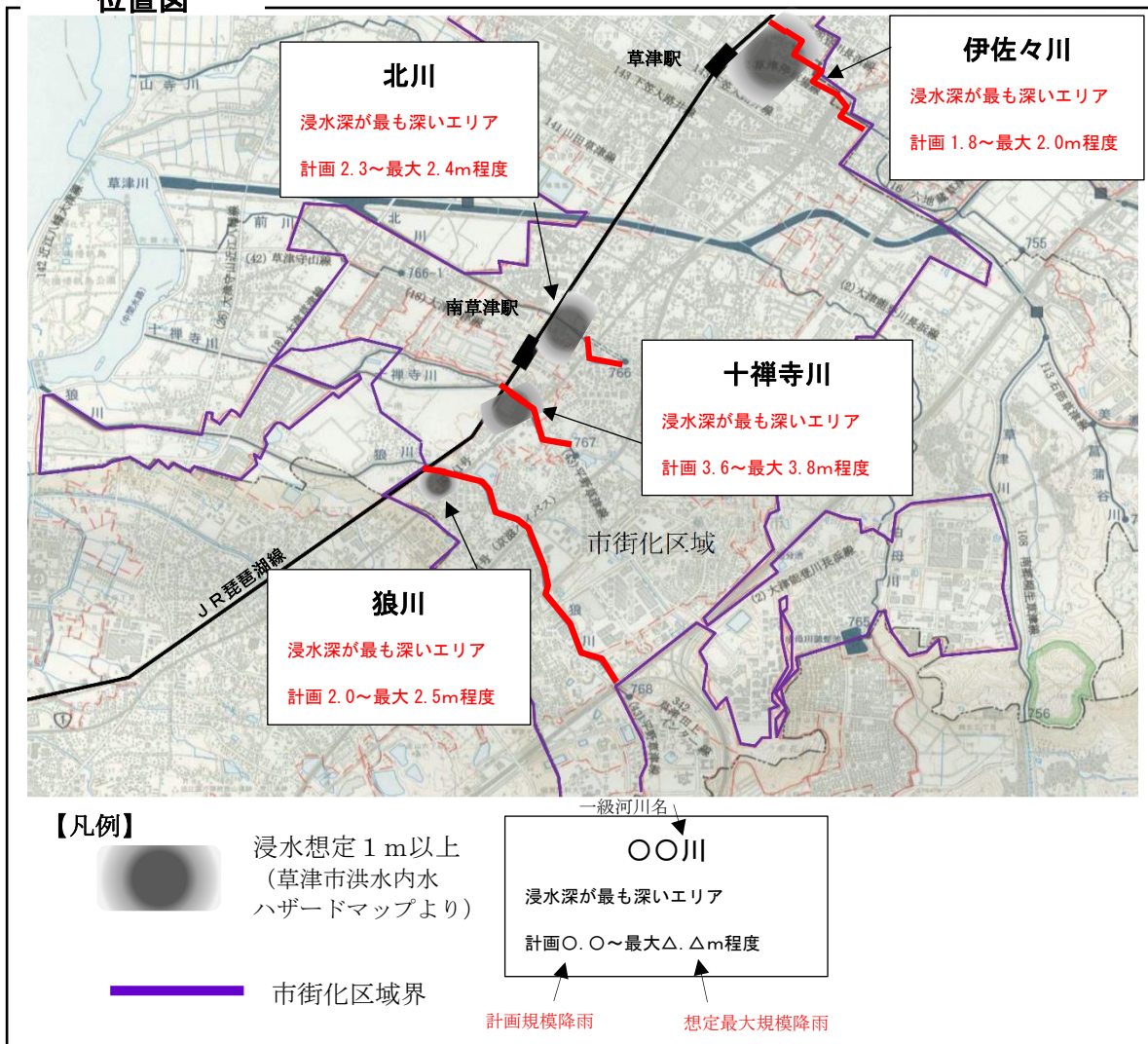
## 市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について【県への要望】

### 要望内容

大雨や台風などによる浸水被害軽減のため、市が実施する公共下水道（雨水）整備の吐口となる、一級河川北川、狼川、十禅寺川、伊佐々川の改修を積極的に進めていただきたい。特に下記の河川について、特段の配慮をお願いしたい。

- ① 北川（JR交差点から国道1号まで、および国道1号より上流0.3 km）の早期完成
- ② 狼川（調査検討区間 1.8 km）の概略設計

### 位置図



## 現状と課題

平成25（2013）年9月の台風18号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川はJ R交差部上流約220mまで、十禅寺川・狼川はJ R交差部下流側まで改修済みであるが、市街化区域内の住宅密集地となっている上流部が未改修であり、天井川のままでは治水安全度が低く危険な状況である。

草津市洪水・内水ハザードマップにおいては北川、十禅寺川、狼川、伊佐々川のJ R交差部上流域では浸水深が1.8m～3.8m程度の範囲が存在し、すべての河川が市街化区域内にある天井川である。

これら市街地の浸水被害軽減のために市では雨水施設整備を実施したいが、その流末となる一級河川が改修できていないことから事業実施に支障をきたしている。

## 事業実施による効果

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活につながる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

## 重点要望(継続)



要望先：滋賀県土木交通部 都市計画課

# 草津川跡地の整備に対する支援について 【国への要望、県への要望】

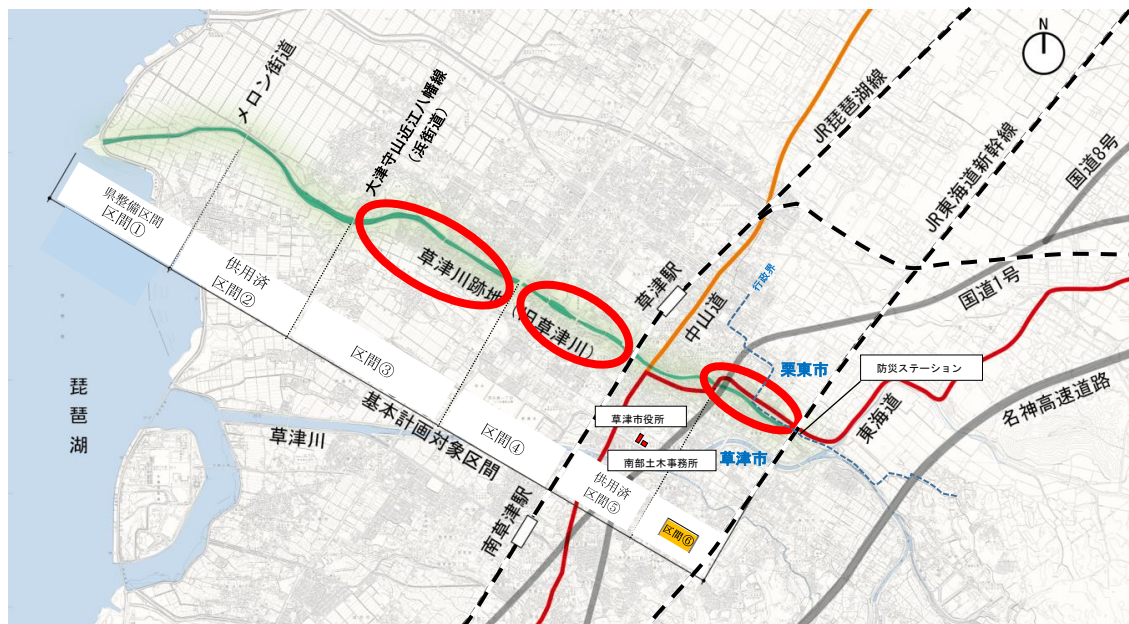
## 要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

今回の整備区間にあたる区間6について引き続き、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政支援と栗東市との共同事業のための支援、調整について、特段の配慮をお願いするとともに、財政支援について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、区間4のJR琵琶湖線上部の県道拡幅整備に着手いただいたが、将来的な事業実施にあたり、残る未整備区間（区間3、4）においても、国および県からの支援について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

## 位置図



## 現状と課題

草津川跡地整備事業は、平成23（2011）年に策定した草津川跡地利用基本構想および平成24（2012）年度に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、草津川跡地を琵琶湖と市街地を結ぶみどり軸として整備しているが、事業には多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては、国の補助金等の積極的な財政支援が必要であり、また、平成25（2013）年3月に締結した県との覚書に基づき、引き続き、県の財政支援と、区間6において栗東市の事業が円滑に進められるよう調整していただく必要がある。

## 事業実施による効果

- 1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいとやすらぎを与えることができる。
- 2 天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。
- 3 琵琶湖湖岸から防災ステーションまでを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができ、沿線住民の一次避難地としての役割を果たすことができる。
- 4 新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。
- 5 本市だけでなく県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等から観光客増加が見込まれる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係  
TEL：077-561-6867



## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局  
滋賀県商工観光労働部 観光振興局



# 草津川跡地河口部の整備について【県への要望】

## 要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

区間1については、河川管理者である県において一級河川琵琶湖の整備として、平成28（2016）年度から整備工事に着手され、令和元（2019）年度に、自転車歩行者道（左岸）を開通し、令和3（2021）年度は湖岸道路アンダー部を整備いただいた。

引き続き、堤内外地の整備内容とその活用、維持管理を検討いただきながら、事業の早期完了について、特段の配慮をお願いしたい。

また、“ビワイチ”のコンテンツのひとつとして“ビワイチ・プラス”の推進とともに、草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）への自転車による周遊につながる施策展開についても併せてお願いしたい。

## 位置図



湖岸道路アンダー（整備後）

## 現状と課題

平成28（2016）年度から整備工事を進めていただいているが、堤内外地の詳細な計画や法面の仕上げ、維持管理等については、引き続き地元との調整を進めていく必要がある。

令和元（2019）年度にナショナルサイクルルートに認定され、令和4（2022）年4月1日にビワイチ推進条例が施行された“ビワイチ”に関連したサイクルツーリズムの創出や草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）への自転車による周遊につながる施策、整備により、県内における“ビワイチ”のネットワークを形成する必要がある。

## 事業実施による効果

- 1 親水空間や災害時の緊急輸送道路としての機能が発揮されることで、事業効果を発現できる。
- 2 県が目指している自転車の安全なサイクルルートの確保により利便性が向上し、“ビワイチ”に関連したサイクルツーリズムが国内外へのPRにつながり、サイクルツーリズムを通じた新たな事業展開により、市内はもとより、県内外のにぎわいや地域活性化につながる。
- 3 “ビワイチ”に関連した新たな観光事業をはじめ、周辺地域と連携した回遊性向上に向けた事業を実施することにより、新たな地域活性化の仕組みづくりにつながる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867  
環境経済部 商工観光労政課 商業観光係 TEL：077-561-2351

## 重点要望(継続)

要望先：滋賀県教育委員会事務局 特別支援教育課  
滋賀県教育委員会事務局 幼小中教育課



# 「切れ目ない支援体制整備充実事業」における看護師配置にかかる補助率の拡充および「病児保育事業」の幼稚園に対する適用拡大について【国への要望】

## 要望内容

- ① 幼稚園（幼稚園型認定こども園）における、医療的ケア児の受け入れ体制の整備にあたり、「切れ目ない支援体制整備充実事業」（文部科学省）の看護師配置に係る補助率について、「医療的ケア児保育支援事業」（厚生労働省）と同様の支援となるよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。
- ② 幼稚園（幼稚園型認定こども園）において、子どもが病気の際に、保護者が自宅での保育が困難な場合でも病気の児童を一時的に預かることで安心して子育てができる体制整備のため、補助金等の支援体制を創設するよう、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

## 現状と課題

### 【現状と課題①】

#### <現状>

文部科学省「切れ目ない支援体制整備充実事業」の補助率（国：3分の1）と厚生労働省「医療的ケア児保育支援事業」の補助率（国：2分の1）が異なっており、同じ医療的ケア児の受け入れ支援策に差が生じている。

医療的ケア児への支援については、法制化されたこともあり、国として統一した支援体制を検討いただきたい。

#### <課題>

医療的ケア児受け入れが円滑に行えるよう、保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様の補助率とする必要がある。

## 現状と課題（続き）

### 【現状と課題②】

#### <現状>

本市では、安心して保育ができ、保護者への子育て支援が充実するよう、保育所や幼保連携型認定こども園と同様に、幼稚園型認定こども園において、保育中に体調不良となった子どもに対して対応できる看護師を市費負担で配置しているが、体制整備に係る予算の負担が大きい。

#### <課題>

保育所（保育所・幼保連携型認定こども園）と同様に、安心かつ安全な体制を確保するため、体制整備の構築や補助金制度の創設が必要である。

## 事業実施による効果

- ①幼稚園および幼稚園型認定こども園において、看護師確保のための環境を整えることで、教育・保育を保障することができ、保護者への就労支援にもつながる。
- ②病気の児童を一時的に預かることにより、安心した子育て環境を整備することができる。

担 当：子ども未来部 幼児課 指導研修係  
TEL：077-561-6878



要望先：滋賀県教育委員会事務局 教育総務課

## 学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の 交付決定および補助単価の引き上げについて 【国への要望】

### 要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価の引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

本市の小中学校については、昭和40年代後半から50年代に建築した施設が多く、建物や設備の老朽化が進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。

また、グラウンドについても老朽化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。特に、屋外教育環境事業（グラウンド改修）については令和6年度で補助が終了となるため、今後改修ができるかを懸念している。自治体における円滑な事業実施が年度当初からできるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択、早期の交付決定および補助単価を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

#### <令和6年度実施予定工事>

- ・南笠東小学校予防改修1期工事
- ・玉川中学校特別教室棟・体育館トイレ改修工事
- ・松原中学校校舎棟非構造部材改修2期工事
- ・笠縫小学校グラウンド改修工事

#### <直近の交付決定時期>

- |                   |           |
|-------------------|-----------|
| ・令和3年度（1次補正予算・一般） | 令和4年2月16日 |
| ・令和3年度（1次補正予算・強靱） | 令和4年2月16日 |
| ・令和4年度（2次補正予算・一般） | 令和5年2月16日 |
| ・令和4年度（2次補正予算・強靱） | 令和5年2月16日 |

### 事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 早期に交付決定を受けることにより、円滑に事業を進めることができる。
- 3 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係  
TEL：077-561-2426

## 小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

### 要望内容

年度当初から欠員が生じないように、専科指導教員（教科担任制・英語専科）を含め小中学校の正規教員を適正に配置していただくよう、特段の配慮をお願いしたい。また、臨時講師・非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配慮をお願いしたい。

### 現状と課題

児童生徒数の変動による学級数の増加や、専科指導教員（教科担任制・英語専科）の導入により、学級担任が病休等を取得した場合は、専科指導教員では担任を受け持つことが現状としてはできないため、年度当初から学級担任を受け持てる正規職員に欠員が生じている。

このような状況にあわせ、欠員を補充するため県の講師登録者に依頼するが、既に他校で勤務している等の理由からほとんど承諾してもらえず、講師の確保に多くの時間と労力を費やしている。

さらに、これまで教科の特性から特に中学校の講師確保に多大な労苦を費やしてきたが、近年は小学校の講師まで確保することが容易ではなくなってきたおり、県教育委員会からさまざまな加配の措置をいただきながら、実際のところ、人が「いない」という現状から、加配制度の活用のための人材確保に苦慮する状況が生じている。

年度当初から欠員が生じないようにするための小中学校の正規教員の適正な配置、臨時講師・非常勤講師の県での人材確保や学校現場に適した人材の紹介等のシステムの構築を図っていただきたい。

なお、学級担任を受け持てる英語専科指導教員の配置を要望するものであるが、前提として、「小学校英語パイオニア実践プロジェクト」の実施における英語専科指導教員自体が全校配置を満たしていないため、学校規模に適した配置が困難な状況にある。ついては、引き続き、英語専科指導教員の全校配置についても要望する。

## 事業実施による効果

- ・学級担任の不在や教務による代行など、子どもや保護者の不安を和らげるとともに、スムーズな学級経営・学習指導を行うことができる。
- ・専科指導教員（教科担任制・英語専科）の指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させることができる。
- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。
- ・小学校に英語専科教員の増員とそれに応じた効果的な運用システムを構築することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高めていくことができる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 教職員係  
学校政策推進課 学校政策推進係  
TEL：077-561-2436  
077-561-6981



## 特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について 【国への要望、県への要望】

### 要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の3点について国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

- ①特別支援教育コーディネーターの専任化
- ②インクルーシブ教育推進スタッフ配置の県基準の緩和（1対1対応）
- ③医療的ケアを実施するための人材確保のための体制整備と補助制度の拡充（単価の引き上げ）

### 要望理由

- ①本市における特別支援学級に在籍する児童生徒は、過去5年で130%増加しており、令和5年4月11日現在、全児童生徒の3.9%であり、今後も支援を必要とする児童生徒の割合は増加の傾向にあることは顕著である。こうした児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験や関係機関との連携、校内修学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難である。
- ②「地域で学ぶ」支援体制強化事業であるインクルーシブ教育推進スタッフについては、配置基準に満たない学校にも支援対象児童生徒が在籍していることで、補助金の対象外となっており、手厚い支援ができない状況にある。
- ③看護師は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っていると同時に、医療ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員であるにもかかわらず、看護師が不足しており人材確保が困難である。



## 現状と課題

### 【現状】

- ・特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒のための配置校  
13校 23名在籍
- ・インクルーシブ教育推進スタッフと児童数  
6校に配置 スタッフ6名 児童数14名
- ・医療的ケア支援スタッフ  
6校に配置 7名

### 【課題】

- ・特別支援教育コーディネーターが他の業務を行っていることで、すべての就学相談の対応が困難である。
- ・実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しており、1学級に2名以上という条件かつ当該特別支援学級に児童生徒4名以上在籍の学校にのみ配置されているため、基準に満たない学級に在籍する児童生徒への支援が不十分である。
- ・看護師の人材確保が確定されないことで、保護者の職の安定につながっていない。
- ・インクルーシブ教育の推進を目的とする事業であるが、インクルーシブ教育推進スタッフの充実なくして、個に応じたインクルーシブ教育の推進は困難である。

## 事業実施による効果

- ・特別支援コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られ、相談の充実、個に応じた教育が一層進む。
- ・インクルーシブ教育推進スタッフにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらずともに学ぶ共生社会をめざす学校作りを行うことができる。
- ・看護師を配置いただくことで、医療的ケアを必要とする児童生徒および保護者が安心して学校生活を送ることができる。また、担任や、全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・インクルーシブ教育推進スタッフ、看護師が手厚く配置されることで、支援の対象となる児童生徒の就学先として、保護者・児童生徒が安心して地域の小中学校を選択することができるとともに、適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局 児童生徒支援課 児童生徒支援係  
TEL：077-561-2437

要望先：滋賀県警察本部 警務部

## 交番の増設および警察官の増員について 【国への要望、県への要望】

### 要望内容

良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、犯罪認知件数が多く、交通事故も増加傾向にある地域の交番の増設およびこれに対応した草津警察署への警察官の増員について、国への働きかけを含め、特段の配意をお願いしたい。

また、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設について、特段の配意をお願いしたい。

### 現状と課題

草津市では、平成16年以降、犯罪率が県内都市部でワースト1の状況が続いており、交通事故も増加傾向にある。さらに、草津署管内においては、刑法犯認知件数の多い南草津駅交番や野村交番等を抱えている。こうした状況の中、現状としては、大型商業店舗や駅周辺などを中心に自転車盗や万引き等の犯罪が依然として多く発生している。また、子どもや女性に対する犯罪の前兆事案の発生件数は令和2年度から令和3年度にかけて約2倍に増加し、令和4年度においても高止まりしている状況である。

これらの犯罪を未然に防止するため、市民は自主的な防犯団体を組織してパトロール等を、また市や草津警察署では巡回啓発や街頭啓発等を、それぞれの立場で成し得る防犯活動を協働しながら進めている。さらに、市では学区や町内会等への防犯カメラ設置補助事業に加え、新たに市の防犯カメラを令和4年度に170台設置し、令和5年度にも180台を設置する予定で、独自の防犯対策を強化する。

こうした地域の取り組みに対し、良好な治安を維持し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、滋賀県独自の警察官増員を措置いただいたところであり、引き続き、国に対して警察官定員増員にかかる警察法施行令の改正を働きかけいただくとともに、南草津エリアをはじめとする交番の増設などの抜本的な体制強化が必要と考える。

なお、山田交番についても交番施設が山田駐在所であったものを引き継いでおり、手狭となっていることから、地域の地区計画の取り組みを踏まえ、生活拠点地区内への移設が必要である。

### 事業実施による効果

- 1 良好な治安の維持・安全で安心して暮らせる地域社会の実現
- 2 県民・市民の安心感の向上

担 当：総合政策部 危機管理課 危機管理係  
TEL：077-561-2325

